

国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 P E. I
特許登録請求－国内段階移行	附属書 P E. II

略語のリスト

国内官庁： 国立公正競争知的財産保護機関（ペルー）
CAC Decision 486： アンデス共同体理事会決定第486号

指定（又は選択）官庁 P E	国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー)	概 要 P E
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、写しが要求される。これは、出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示して請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：新ソル (PEN) 特 許： 出願手数料： ¹ PEN 720 10個を超える各請求の範囲の追加手数料： .. PEN 23.43 実用新案： 出願手数料： ¹ PEN 324 10個を超える各請求の範囲の追加手数料： .. PEN 39.50	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

PE	国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー) (続き)	PE
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{2, 3} 国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 出願人が発明について権利を有する旨を正当化する説明^{2, 3} 出願人の優先権を正当化する説明^{2, 3} 国際出願の翻訳文2通³ 代理人を選任する場合には委任状 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか?	ペルーに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

3 PCT第22条(1)又は第39条(1)(a)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

PE. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書PE. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

PE. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

PE. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書PE. I に概説されている。

PE. 04 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。ペルーに居住する自然人又は法人が代理人として行動することができる。

CAC Decision 486
Art. 80

PE. 05 年 金

国際出願日の各年の応当日に年金を支払う。数年分を前払することもできる。割増料の支払を条件として、支払期日から6箇月以内であれば支払うことができる。年金の額は附属書PE. I に示されている。

CAC Decision 486
Art. 44

PE. 06 審査請求

国内官庁による出願公告日から6箇月以内に、所定の手数料を支払い審査請求を行わなければならない。

PCT Art. 28,41
PCT Rule 52,78
CAC Decision 486
Art. 34

PE. 07 出願の補正及びその時期

出願人は、特許付与前であればいつでも、所定の手数料を支払い、出願時の開示範囲を拡張しないことを条件として、自己の出願を補正することができる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

PE. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。

PCT Art. 48
PCT Rule 82bis
CAC Decision 486
Art. 39

PE. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。国内段階移行時に出願人が国内法令で規定する要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。この期間は請求に基づき、1回だけ更に2箇月延長することができる。

PCT Rule 49.6

PE. 10 権利回復

国内官庁が指定した期間を、出願人が相当な注意を払ったにもかかわらず遵守することができず、それによって出願人の権利が害される場合には、権利回復を請求することができる。権利回復請求は、期間を遵守できなかった理由が解消してから2箇月以内、又は適用される期間の満了日から12箇月以内の、いずれか早く満了する期間内に書面で行わなければならない。同期間内に、遵守されなかった行為を完了させなければならない。

PCT Art. 43
PCT Rule 49bis.1(a)

PE. 11 実用新案

PE. 12に従うことを条件として、出願人がペルーにおいて国際出願に基づき特許に代えて実用新案を希望する場合には、第22条又は第39条の行為時に、国内官庁にその旨を表示する。

PCT Rule 49bis.2(b)
CAC Decision 486
Art. 35

PE. 12 出願変更

出願人は請求に基づき特許出願を実用新案出願に変更することができる。変更後の出願は最初の出願日を維持する。

手 数 料

(通貨：新ソル(PEN))

特 許

出願手数料	720	
10個を超える各請求の範囲の追加手数料	23. 43	
審査手数料	549. 13	
再審査手数料	488. 13	
補正手数料	46. 86	
優先権主張手数料，各優先権につき	134. 49	

年 金

－最初の付与年	140	(172) ¹
－付与後，第10年度までの各年につき	274. 93	(306. 91) ¹
－第11年度から第20年度までの各年につき	405. 95	(435. 65) ¹

実用新案

出願手数料	324	
10個を超える各請求の範囲の追加手数料	39. 50	
審査手数料	279. 55	
再審査手数料	235. 11	
補正手数料	39. 05	
優先権主張手数料，各優先権につき	111. 83	

手数料の支払方法

手数料は新ソル建で支払う。すべての手数料の支払には，出願番号（判明していれば国内出願番号，不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料は，小切手，振込又は現金で支払うことができる。振込による支払は次の銀行に行うべきである。
Banco de Crédito del Perú，口座番号 M/N 193-116125-0-34；Scotiabank，口座番号 M/N 000-0186511；又は
Banco de la Nación，口座番号 M/N 000-282545。

1 括弧内の額は期日から6箇月の猶予期間内の支払に適用される（P E. 05参照）。

様 式（附属書P E. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 P E. II 特許登録請求－国内段階移行

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_pe.pdf